

協議第 9 0 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 確認

各種事務事業の取扱い（都市計画関係）について

各種事務事業の取扱い（都市計画関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 都市計画区域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。 2 都市マスタープランについては、新市において新たに策定する。 3 市町村都市計画審議会については、新市において津市の例により設置する。 4 開発指導要綱については、新市において津市の例により制定する。但し、開発負担金については、廃止とする。
関係項目	都市計画関係		

先進地事例

(1) さぬき市

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

(2) 東かがわ市

用途地域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

(3) 南アルプス市

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて、新市において策定する。